

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第1号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
II 記載要領及び留意事項			II 記載要領及び留意事項		
関税法関係			関税法関係		
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）			輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） （C-5020）		
<p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> （省略） 「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。 なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25-8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3けた）の末尾に記載する。</p>			<p>II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> （同左） 「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。 なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達25-7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3けた）の末尾に記載する。</p>		
申告貨物の種類	記載する識別符号		申告貨物の種類	記載する識別符号	
	提出書類の種類			提出書類の種類	
	原産地 証明書	原産品 申告書		原産地 証明書	原産品 申告書
①EPA税率を適用する場合（②から⑤までに該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づく確認を受ける物品である場合（③に該当する場合を除く。）	F	N	①EPA税率を適用する場合（②又は③に該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第18条の2の規定に基づく確認を受ける物品である場合	F	N
②アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合	H	—	②アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合	H	—

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第1号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
②アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合	H	—	②アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合	H	—
③TPP11協定によるEPA税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づくTPP11協定の原産品とされるものであることの確認を受ける物品である場合	—	<u>C</u>	③EPA関税割当制度による税率を適用する場合	K	Q
④EPA関税割当制度による税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く）	K	Q			
⑤TPP11協定関税割当制度による税率を適用する場合	—	<u>D</u>			
<p>(注1)「EPA税率」とは、関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。</p> <p>(注2)「EPA関税割当制度による税率」とは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合の税率をいう。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">関税定率法関係</p> <p style="text-align: center;">加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）</p>			<p>(注1)「EPA税率」とは、関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。</p> <p>(注2)「EPA関税割当制度による税率」とは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合の税率をいう。</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">関税定率法関係</p> <p style="text-align: center;">加工・修繕・組立製品減税明細書（T-1060）</p>		

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第1号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「<u>輸出貨物</u>」欄には、<u>減免税を受けようとする製品等に原材料等として使用された輸出原材料明細等輸出貨物に係る内容を記載する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>「<u>関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎</u>」欄には、申告に係る製品の関税額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となつた算式を記載する。</p> <p>「<u>加工又は修繕の明細</u>」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載する。</p> <p style="text-align: center;">関税暫定措置法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）（P-7720）</u></p> <p>「<u>貨物の性質、形状の明細</u>」欄には、<u>輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にその同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。</u></p> <p>「<u>輸出申告価格の計算の基礎</u>」欄には、<u>修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）、船積みまでに要する諸費用等を記載する。</u></p> <p>「<u>加工又は修繕の概要</u>」欄には、<u>加工又は修繕のため輸出される貨物に行われる加工又は修繕の概要を記載する。</u></p> <p>「<u>加工（修繕）地名</u>」欄には、<u>加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出し、加工又は修繕を行う締約国を記載する。</u></p> <p>「<u>その他参考となるべき事項</u>」欄には、<u>契約書等が提出されない場合、「令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>関税賦課決定請求書（P-8100）</u></p> <p>1. <u>関税賦課決定請求書記載事項の共通事項</u></p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>輸出貨物</u>」欄には、<u>減税を受けようとする製品等に原材料として使用された輸出原材料明細の内容を記載する。</u></p> <p>(同左)</p> <p>「<u>減税を受けようとする関税の額及びその計算の基礎</u>」欄には、申告に係る製品の関税額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となつた算式を記載する。</p> <p style="text-align: center;">関税暫定措置法関係</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第1号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) この請求書は、請求者及び代理人が異なるごとに別請求書とする。</p> <p>(2) この請求書により、「<u>関税賦課決定請求書つづき（その ）</u>」（P-8100号-2）を使用するときは、請求書の請求者又は代理人欄に押なつされている印で割印をする。</p> <p>2. 関税賦課決定請求書の記載要領</p> <p>「<u>請求番号</u>」欄には、賦課決定請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。</p> <p>「<u>請求者</u>」の「<u>住所</u>」及び「<u>氏名又は名称</u>」の欄には、賦課決定の請求に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書に記載されている申告者又は納税者の住所及び氏名又は名称を記載する。「<u>輸入者符号</u>」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>通関業者が代理請求をする場合には、「<u>代理人</u>」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>「<u>賦課決定請求前</u>」欄の「<u>課税標準</u>」、「<u>所属区分又は種類等</u>」、「<u>税率</u>」及び「<u>税額</u>」等の項目については、輸入申告書又は賦課決定通知書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。</p> <p>「<u>賦課決定後</u>」欄の各項目については、賦課決定後の各項目該当事項を記載する。</p> <p>「<u>賦課決定の請求により減少する税額</u>」欄には、賦課決定請求前の税額から賦課決定後の税額を差し引いた残額を記載する。</p> <p>「<u>その他の訂正事項</u>」欄には、「<u>賦課決定請求前</u>」欄及び「<u>賦課決定後</u>」欄の各項目に該当する事項以外の事項について訂正すべき事項を記載する（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正する書類名等を記載する。）。</p> <p>「<u>参考事項</u>」の欄は、次による。</p> <p>(1) 賦課決定に必要な、添付書類等を記載する。</p> <p>(2) 輸入許可前引取貨物の賦課決定の請求の場合には、輸入許可前引取承認年月日を記載する。</p> <p>「<u>還付又は充当等の別</u>」欄の各項目の記載については、次による。</p> <p>(1) 税額の差額の還付を希望する場合には、「<u>還付</u>」の項に×印を付</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第1号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>し、賦課決定の請求者について他に納付すべき関税がある場合で、賦課決定による差額をその関税に充当することを希望するときは、「充当」の項に×印を付す。</u></p> <p><u>なお、充当を希望する場合には、適宜の様式により、他の関税に充当しようとする旨を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>「小切手受領」及び「金融機関を通ずる受領」の項には、還付を希望する場合に限り希望するいずれかの受領方法の項に×印を付す。金融機関を通ずる受領の場合には、銀行名又は郵便局名並びに預金の種類及び名義を記入する。</u></p> <p><u>なお、「国庫金送金」の欄は、請求者が国税収納金整理資金事務取扱規則第76条に規定する隔地送金の手続による支払を希望する場合に限り記入する。</u></p> <p><u>「通関士記名・押印」欄には、「通関士〇〇〇〇」の記名（ゴム印でよい。）し、印鑑を押印する。</u></p>	